附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にされている道路運送法第九条第一項の規定による運賃の認可の申請（当該申請に係る処分がなされていないものに限る。）であって、当該申請に係る運賃がこの省令による改正後の道路運送法施行規則第十条第一項第一号イの運賃に該当するものは、同法第九条第六項の規定によりされた運賃の届出とみなす。

○防衛省令第十七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣　木原　稔

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（年次休暇）	（年次休暇）
第四十七条　［略］	**第四十七条**　［同上］
2～5　［略］	2～5　［同上］
6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間（第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。	6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間を単位とすることができる。
7　［略］	7　［同上］
（特別休暇）	（特別休暇）
第四十九条　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。	**第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。
一～十一　［略］	一～十一　［同上］
十二　隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　七月一日から九月三十日までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる隊員にあつては、六月一日から十月三十一日までの期間）内における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間	十二　隊員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　七月一日から九月三十日までの間における、原則として休養日等を除いて連続する三日の範囲内の期間
十二の二～十七　［略］	十二の二～十七　［同上］
2～4　［略］	2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○防衛省令第十八号

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

防衛大臣　木原　稔